

栃木県建設工事関連業務委託履行確実性確認型総合評価落札方式試行要領

(趣旨)

第1条 この要領は、県が発注する指名競争入札に付する建設工事関連業務の委託契約において、地方自治法施行令第167条の12第4項及び第167条の13において準用する同第167条の10の2の規定に基づき、価格及び技術能力等の評価に加え、品質確保のための履行確実性の確保状況を確認し、設計図書等に記載された内容を確実に実現できるかを審査した上で、総合的に評価し、落札者を決定する方式（以下「履行確実性確認型総合評価落札方式」という。）の試行に関して必要な事項を定めるものとする。

(対象業務)

第2条 履行確実性確認型総合評価落札方式により入札を行う業務は、次のいずれかに該当するものとする。

- (1) 公共工事に係る調査・設計の品質を確保するため、入札者の技術的能力等と入札価格を一体として評価することが妥当と認められる建設コンサルタント業務。
- (2) その他必要と認める業務。

(総合評価の方法)

第3条 履行確実性確認型総合評価落札方式で定める評価は、次の各号の規定によるものとする。なお、入札書記載金額が予定価格の制限の範囲内でない者の入札は無効とする。

- (1) 総合評価点：価格点、価格以外の評価点及び履行確実性評価点を総合した評価点
- (2) 価格点：入札価格に基づいて算定した評価点
- (3) 価格以外の評価点：技術能力等から算定した評価点
- (4) 履行確実性評価点：品質確保のための履行確実性確認審査（以下「履行確実性確認審査」という。）により算定した評価点

2 前項各号の評価点は、別記1の「総合評価点算定基準」に基づき配点するものとする。

(技術審査会等の審査)

第4条 本庁の事業主管課室長又は出先機関の長（以下「発注機関の長」という。）は、履行確実性確認型総合評価落札方式により入札を実施しようとするときは、価格その他の条件が県にとって最も有利なものを決定するための基準（以下「落札者決定基準」という。）について、部局の建設工事等技術審査会又は出先機関の指名選考委員会等（以下「技術審査会等」という。）の審査を受けた上で、部局の建設工事等運営委員会又は出先機関の指名選考委員会（以下「運営委員会等」という。）の審議に付するものとする。

(学識経験者の意見聴取)

第5条 発注機関の長は、落札者決定基準を定めようとするときは、あらかじめ2人以上の学識経験を有する者（以下「学識経験者」という。）の意見を様式第3号により聴かなければならない。

2 発注機関の長は、前項の規定による意見聴取において、当該落札者決定基準に基づいて落札者を決定しようとするときに改めて学識経験者の意見を聴く必要があるかどうかについて学識経験者の意見を聴くものとする。

3 発注機関の長は、前項の規定による意見聴取において、学識経験者の意見を聴く必要があるとの意見が述べられた場合には、当該落札者を決定しようとするときに、あらかじめ、2人以上の学識経験者の意見を様式第4号により聴かなければならない。

(落札者決定基準の決定)

第6条 発注機関の長は、落札者決定基準について、第5条第1項の規定による意見聴取の後、運営委員会等の審議に付して決定するものとする。ただし、第5条第1項の規定による意見聴取により意見が述べられなかった場合には、審議を省略し決定できるものとする。

(入札参加者への周知)

第7条 本庁の入札執行課長又は出先機関の長（以下「入札執行課所長」という。）は、入札参加者に対し入札説明書により次の事項を周知するものとする。

- (1) 履行確実性確認型総合評価落札方式を採用していること。
- (2) 評価項目算定資料を提出すること。
- (3) 必要に応じ履行確実性確認審査資料を提出すること。
- (4) 必要に応じ関係者の出席を求め、意見を聴取すること。
- (5) 落札者決定基準及び落札者決定の方法に関すること。
- (6) 総合評価に関する評価結果が公表されること。
- (7) 価格以外の評価点について疑義の照会ができること。
- (8) その他必要と認める事項

(価格以外の評価等)

第8条 入札者は、価格以外の評価を行うために必要な資料（別記2）（以下「評価項目算定資料」という。）を入札執行課所長が定めた日時までに、提出しなければならない。なお、提出した評価項目算定資料の書換え、引換え、追加又は撤回をすることはできない。

- 2 発注機関の長は、入札者から提出された評価項目算定資料に基づき価格以外の評価点を算定し、様式第1-1号により栃木県ホームページに掲載して公表するものとする。なお、評価項目算定資料が未提出の場合は、価格以外の評価点を0点とするものとする。
- 3 入札者は、前項により公表された日の翌日まで、自らの評価点について様式第8号により疑義の照会ができるものとする。
- 4 発注機関の長は、前項の疑義の照会に対して様式第9号により回答するものとする。なお、価格以外の評価点を修正した場合は、栃木県ホームページに掲載し公表するものとする。
- 5 発注機関の長は、疑義照会が終了した後、価格以外の評価点を決定するものとする。

(履行確実性の評価等)

第9条 発注機関の長は、入札書が無効でない者について、次の各号に基づき履行確実性確認審査を実施するものとする。

- (1) 低入札調査基準価格以上の価格で入札を行った者については、履行確実性の確保を含め、契約の内容に適合した履行がされないおそれがないことから、「履行確実性確認審査資料作成要領」に定める審査資料（以下「審査資料」という。）の提出は求めず、履行確実性評価点を0点とするものとする。
- (2) 低入札調査基準価格を下回る価格で入札を行った者については、履行確実性の確保を含め、契約の内容に適合した履行がされないおそれがあることから、開札後、審査資料の提出を求めるものとし、様式第11号により通知するものとする。
- (3) 前号により通知を受けた者は、発注機関の長が定めた日時までに、審査資料を提出するものとする。なお、提出した審査資料の書換え、引換え、追加又は撤回をすることはできないものとする。
- (4) 履行確実性確認審査を辞退する場合には、履行確実性確認審査辞退届（様式第12号）を速やかに発注機関の長あて提出するものとする。なお、審査資料が未提出の場合は、審査辞退とみなすものとする。

(5) 発注機関の長は、入札者から提出された審査資料をもとに審査をし、履行確実性評価点を0点又は-10点とするものとする。なお、必要に応じて関係者の出席を求め、意見を聴取し、審査に反映することができるものとする。意見聴取に応じない者については、審査辞退とみなすものとする。

(6) 審査辞退した者の履行確実性評価点は-10点とするものとする。

(落札者決定の方法)

第10条 次の要件を満たす者を対象に総合評価を行うものとし、総合評価点の最も高い者を落札者とする。

(1) 入札書が無効でない者

2 総合評価点の最も高い者が2者以上いる場合は、当該候補者に連絡の上、くじ引きにより決定するものとする。なお、当該候補者がくじを引かないときは、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせて決定するものとする。

3 入札執行課所長は、第5条第3項の規定による落札者を決定しようとするときの意見聴取において、学識経験者から意見が述べられた場合には、運営委員会等の審議に付して落札者を決定するものとする。

(入札結果の公表)

第11条 入札執行課所長は、落札者が決定したときは、様式1-1号により閲覧及び栃木県ホームページに掲載し総合評価の結果を公表するものとする。

(評価内容の確保)

第12条 総合評価に関して提出した資料等に、虚偽記載等明らかに悪質な行為があった場合には、契約の解除を行うとともに指名停止等の措置を講じることとする。

2 原則、受注者から入札時に提出された技術提案が受注者の責により履行されていない場合等は、委託業務成績評定を減ずる措置を講じることとする。

(秘密の保持)

第13条 総合評価の結果を除き、この要領に基づき入札者から提出された資料等は、公表しないものとする。

(その他)

第14条 発注機関の長は、本試行要領の執行に関して疑義が生じた場合は、部局の建設工事等運営委員会において協議し対応するものとする。

2 履行確実性確認型総合評価落札方式は、別記3の「フロー図」を事務の標準とする。

3 入札通知書及び入札説明書の標準例は、別に定める。

4 総合評価指名競争入札説明書共通事項（履行確実性確認型）は、別に定める。

附 則

1 この要領は、平成28年2月1日以降に入札通知をするものから適用する。

2 この要領は、平成29年4月1日以降に入札通知をするものから適用する。

3 この要領は、令和元年5月20日以降に入札通知をするものから適用する。

4 この要領は、令和2年10月1日以降に入札通知をするものから適用する。

5 この要領は、令和3年4月1日以降に入札通知をするものから適用する。

6 この要領は、令和4年4月1日以降に入札通知をするものから適用する。

7 この要領は、令和5年4月1日以降に入札通知をするものから適用する。

8 この要領は、令和6年4月1日以降に入札通知をするものから適用する。